

同性婚は憲法違反ではないでしょうか。同性婚ができるようにしたいなら、憲法改正を正々堂々と訴えるべきなのではないでしょうか。

(回答)

そんなことはありません。憲法は「同性婚」を禁止していません。

むしろ、人が望む相手と結婚することは憲法が保障する基本的人権であり、「同性婚」を認めないことこそ、憲法違反です。

(1) 同性婚が憲法に違反していると言う方は、憲法24条1項が「両性の合意」という言葉を使っているので、そこから同性カップルの結婚は禁止されていると考えるようです。

憲法24条1項

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

ほんとうにこの条文から、同性婚禁止をよみとれるでしょうか。実は、憲法は、ほんとうにだめなことは「だめ」と言う性格です。たとえば、

憲法21条2項「検閲は、これをしてはならない」（憲法21条2項）,

憲法20条1項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」

などがその例です。

憲法は、すべての人が「個人として尊重される」ということを国の根本目標としてかかげ（13条），そのために大切なことを最高法規である憲法にしっかりと書いています。ほんとうに同性どうしの結婚は認めてはならないと考えているのであれば、正面から、「禁止する」「認めない」と規定されているはずです。でも、同性どうしの結婚を禁止することはどこにも書いていません。

24条1項の「両性の合意のみ」という言葉から、同性婚を禁止しているという解釈を導くことは不可能です。

(2) 憲法24条1項の制定経緯

もう一度憲法24条1項を読んでみてください。読むほどに、なんだかとても前向きで私たちの背中を押してくれるを感じませんか？そのはずです。日本でも、1947年まで施行されていた明治民法では、家制度のもと、結婚したいと思った当事者は当事者の意思だけでなく、戸主（法律上その「家」を統率することとされている人です）による同意が必要とされていました。家制度を廃止し、妻は財産を自分で管理する権利を持てないなど女性を差別していた法制度を改め、男女平等を実現しようとしたのが、この憲法24条1項なのです。憲法が言いたかったのは、「これからは両当事者の合意だけで結婚できるんだよ！」ということなのです。

憲法 24 条 1 項の「両性」という言葉から、憲法は同性婚を禁止していると論じるのは、強引で、ちょっとといじわるな「解釈」ではないでしょうか。憲法の学説も、現在では、憲法は同性婚を禁止していないというのが一般的な理解です。

(3) 「同性婚」を認めないことは憲法違反です。

では、進んで、憲法は、同性カップルについても婚姻を認めることを求めているでしょうか。

人が人生の途上で人と出会い、パートナーと生活をともにし、結婚しようとするることは、その人がその人らしい人生を送るうえでとても重要な選択です。このように、人が「個人として尊重される」（13 条）ために特別に重要なことを、憲法は基本的人権として保障しています。憲法 24 条 1 項が、「婚姻は両性の合意のみに基いて成立する」と規定したのも、婚姻するかどうか、いつ誰とするか自分で決める権利（婚姻をするについての自由）が憲法上の人権だからです。

そして、婚姻の自由の大切さは、パートナーが法律上異性であれ、同性であれ、何の違いもありません。婚姻するかどうか、いつ誰とするか自分で決めるなどを、相手が同性であるという理由で否定することは、憲法 24 条 1 項が保障する婚姻の自由の不当な侵害です。

そして、そのように同性カップルか異性カップルかで扱いが異なることは、憲法 14 条の平等原則に違反する不当な差別的扱いなのです。

同性カップルが結婚できる制度をつくるために憲法改正をする必要は全くありません。民法と戸籍法ほか法律を改正すればよいだけです。